第16章 参考

【参考】児童虐待防止法、DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の比較表

* 高齢者及び障害者虐待防止法においては、「養護者による虐待」に係る部分の記載のみとした

6 i				
章 参	児童虐待防止法	DV防止法	高齡者虐待防止法	障害者虐待防止法
正式名称	児童虐待の防止等に関する法律	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に 関する法律	高齢者虐待の防止、高齢者 の養護者に対する支援等に関 する法律	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関 する法律
施行年	平成12年5月施行	平成13年4月施行	平成 18 年 4 月施行	平成 24 年 10 月施行
対象	児童:18 歳に満たない者	被害者:配偶者からの暴力を受けた者 *男女問わず、年齢制限なし	高齢者:65 歳以上の者	障害者:身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害含む) その他心身の機能の障害がある者 * 障害者手帳未取得者を含む
虐待の 主体	保護者:親権を行う者,現に監護する者「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」(第3条)	配偶者:事実婚、配偶者であった者を含む、生活 の本拠を共にする (した) 交際相手	養護者: 高齢者を現に養護 する者	養護者:障害者を現に養護する者 「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」(第3条)
虐待種別	身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待(しつ けを名目とした虐待の防止第 14 条)面前 DV、ポレノの 被写体等含む	暴力:身体的暴力、精神的暴力、性的暴力	身体的虐待、心理的虐待、 放棄·放任、性的虐待、経済 的虐待	身体的虐待、心理的虐待、放棄·放任、性的虐待、経済 的虐待、
対応責務	都道府県·政令指定都市·中核市(児童相談所)、 市町村(子ども家庭総合支援拠点)	都道府県(婦人相談所・配偶者暴力相談支援 センター) 市町村	市町村又はその委託を受けた 地域包括支援センター	市町村(市町村障害者虐待防止センター) (都道府県障害者権利擁護センターは、使用者と福祉施 設従事者による虐待のみ)
本人への 対応	虐待を受けた児童などに対する支援 (第 13 条 2 項) 家庭と同様の環境における児童の養育の推進 (第 4 条 第 7 項)	婦人相談員による相談(第4条)婦人保護施設における保護(第5条)、警察官による被害の防止と本部長等による援助(第8条・8条の2)福祉事務所による自立支援(第8条の3)	高齢者への相談、指導、助言 (第6条)	障害者への相談、指導、助言(第32条2項2号)
本人	1 通報の段階/「尊青の規定ない	「その者の意思を尊重するよう努めるものとする」 (第6条の2)とし、通報の段階から意思尊重を 明記	通報の段階に意思尊重の規 定なし	通報の段階に意思尊重の規定なし
	ī	当然に尊重	虐待対応の基本方針において、高齢者の意思の尊重が謳 われている	虐待対応の基本方針において、障害者の自立への支援が謳われている もれている 自立生活への支援(第 41 条)
虐待をした 者への対 応	·	加害者への支援は明記なし	養護者への支援は法律名に明記 時記 養護者への相談、指導、助言 (第6条、第14条)	養護者への支援は法律名に明記 養護者への相談、指導、助言(第14条、第32条2項 2号)
権限行使		地裁による保護命令(第10条) ① 被害者への接近禁止 ② 被害者への電話等の禁止 ③ 被害者の同居の子への接近禁止 ④ 被害者の同居の子への接近禁止 ④ 被害者の親族等への接近禁止 ⑤ 被害者と共に生活している住居からの退去等	成年後見の首長申立(第9条2 項) 老人福祉法による措置(第9条 2項・第10条) 立入調査(第11条) 立入調査(第11条) 警察へが援助要請(第12条) 面会制限(第13条)	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法による措置(第 9 条 2 項) 成在後見の首長申立(第 9 条 3 項) 立入調査(第 11 条 1 項) 警察署長に対する援助要請(第 12 条) 面会の制限(第 13 条)
法改正その他	平成 20 年 4 月改正:児相強化。解錠可。 平成 24 年 4 月民法改正:親権停止(最長 2 年) 平成 28 年 6 月児童福祉法等改正:児童の意見が尊重され、 最善の利益が優先して考慮される(第 2 条 1 項),児童の保 護者が児童育成の第一義的責任を負う(第 2 条 2 項),児 相に弁護士,児童心理司等を配置(第 12 条)等新設 * 「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通 知)」参照	平成 25年7月改正;「生活の本拠を共にする(した) 交際相手」追加 平成 26年4月改正;「母子及び寡婦福祉法」⇒「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 子及び父子並びに寡婦福祉法」 平成 28年6月母子及び父子並びに寡婦福祉法改 正;母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加、 母子父子自立支援機関への婦人相談員の追加、	平成30年4月介護保険制度改正により、立入調査の条文第11項市町を第11項市町村は・介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により・・できる。」	平成 25 年 4 月施行「障害者総合支援法」 平成 25 年 6 月改正「障害者基本法」 平成 26 年 1 月批准「障害者の権利に関する条約」 平成 26 年 4 月施行「障害者を別解消法」等においても、 障害の有無にかかわらない共生社会の実現、個人の尊厳の 尊重等の権利擁護の推進が謳われている
			H C C T	

「東京都高齢者権利擁護推進事業高齢者虐待事例分析検討委員会報告書」東京都福祉保健局(平成 25 年 3 月)P65 より

章

障害者虐待防止法に関するQ&A

(他法との兼ね合い)

問 12 18 歳未満の障害児を虐待した保護者又は 65 歳以上の高齢の障害者に虐 待をした養護者に対して、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者 虐待防止法をどのように適用したらよいか。また、障害者が配偶者から暴 力を受けている場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律と、障害者虐待防止法をどのように適用したらよいか。

(答)

- 障害者虐待防止法は児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法との間で優先劣 後の関係にはないため、状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対 応することになる。
- 〇 例えば、障害児を虐待した保護者又は高齢の障害者に虐待を行った養護者 に対して相談、指導、助言等の支援を行う場合など、障害福祉サービスの利 用等が必要な場合には、障害者虐待防止法による支援を行うとともに、児童 虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)又は高齢者虐待防止法 に基づく支援の対象にもなると考える。
- O また、障害者虐待を受けた 65 歳以上の高齢者を保護する場合、障害者支援 施設が適当である場合は、障害者虐待防止法を適用する。
- 〇 配偶者からの暴力については、配偶者からの防止及び被害者の保護に関す る法律により対応することが適切な場合が多いと思われるが、被虐待者を保 護するのに障害者福祉施設等が適切な場合などは、障害者虐待防止法による 対応を併せて行うことが考えられる。

(出典) 平成24年11月21日厚生労働省社会・援護局保健福祉部 障害福祉課地域意向・障害児支援室 事務連絡 「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」より一部抜粋

【参考2】障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在				福祉施設	・事業				
場所		障害者総合支援 法		介護保 険法等	児童福祉法				
	在宅	障害福		高齢者					学校
	(養護者	祉サー ビス事	相談支	施設等	障害児	障害児	障害児	企業	病院
年齢	• 保護者)	業所		(入所系、	通所支	入所施	相談支		保育所
		(入所系、	援事業	通所系訪	援事業	設等	援事業		
		日中系、訪 問系、GH	所	問系、居住	所	жз	所		
		等含む)		系等含む)					
18 歳未	<u>児童虐待</u> <u>防止法</u> ・被虐待				障害者 <u>虐</u> 待防止法 (省令) ・適切な	<u>児童福祉</u> <u>法</u> ・適切な	<u>障害者虐</u> <u>待防止法</u> (省令) ・適切な		
満	者支援 (都道府県) ※1				権限行使 (都道府県・ 市町村)	権限行使 (都道府県) ※4	権限行使 (都道府県・ 市町村)		
	障害者虐	障害者虐	障害者虐		(20歳まで) ※2	【20 歳まで】		障害者虐	障害者虐
18 歳以	<u>待防止法</u> ・被虐待	待防止法	待防止法	_			_	待防止法	待防止法
未満	者 支援 (市町村)	・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	限行使 権限行使 3道府県 (都道府県	【特定疾病40歳以上】	_	_		・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)
	障害者虐 待防止法 高齢者虐			高齢者虐 待防止法					
65 歳以	待防止法			・適切な 権限行使	_	_	_		
上	•被虐待			(都道府県					
	者支援 (市町村)			市町村)					

- ※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。 なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の 対象にもなる。
- ※2 放課後等デイサービスのみ
- ※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童 自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)
- ※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、 障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

(出典) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「市町村・都道府県における 障害者虐待防止と対応の手引き」(平成30年6月) p8より抜粋

高齢者虐待及び権利擁護業務に関する関係通知等一覧

No	尚 断 有 信 付 及 い 権 利 嫌 護 来 務 に 関 す る 関 係 通 知 名 ・ 日 付 文 章 番 号 ・ 発 信 者	名宛人 名宛人
140		
1	老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について(昭和 62 年 1月 31 日厚生省社会局老人福祉課長通達 社老第 9 号)	管部(局)長
2	老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q&A について (平成 12 年 7 月 3 日厚生労働省老健局計画課長事務連絡)	各都道府県、指定都市、中核 市老人福祉担当課(室)長
3	「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について(平成17年7月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長等連名通知 障障発第0729001号・障精発第0729001号・老計発第0729001号)	各都道府県、指定都市、中核 市民生主管部(局)長
4	「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q&A について」の一部改正について (平成 17 年 7 月 29 日厚生労働省老健局計画課長事務連絡)	各都道府県、指定都市、中核 市老人福祉担当課(室)長
5	「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」(平成 20 年 10 月 24 日厚生労働省老健局計画課長事務連絡)	各都道府県、指定都市、中核 市民生主管部(局)長
6	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について(平成 18 年 3 月 16 日警察庁生活安全局長等連名通知 警察庁丙生企発第 27 号・警察庁丙給厚発第 6 号・警察庁丙地発第 8 号・警察庁丙刑企発第 8 号)	各都道府県警察の長、庁内各 局部課長、各附属機関の長、 各地方機関の長
7	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について(平成22年9月30 日厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知 老推発第0930第1号)	各都道府県、指定都市、中核 市高齢者虐待防止担当部(局) 長
8	養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止について (平成 23 年 9 月 13 日厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推 進室事務連絡)	各都道府県、指定都市高齢者 虐待防止担当(部)局
9	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 の適切な運用について (平成23年9月16日厚生労働省老健局高齢者 支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡)	各都道府県、指定都市高齢者 虐待防止担当(部)局
10	サービス付き高齢者向け住宅における虐待防止等の対応について(平成24年1月4日東京都福祉保健局高齢社会対策部長通知23福保高在第532号) 高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針(平成27年3月16日26福保高在第688号)	各区市町村高齢者権利擁護主管部長

No	通知名・日付文章番号・発信者	名宛人
11	DV 被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第 48 条第 2 項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて(平成 24 年 3 月 23 日法務省民事局民事第一課補佐官(戸籍担当)事務連絡)	法務局民事行政部戸籍課長、 地方法務局戸籍課長
12	高齢者虐待の防止に向けた取組について(平成24年4月3日厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡)	各都道府県、指定都市高齢者 虐待防止担当(部)局長
13	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護の ための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と児童虐待等の被害 者の支援措置の実施に関する留意点について(平成24年9月26日総 務省自治行政局住民制度課長通知総行住第89号)	各都道府県住民基本台帳担当部長
14	住民基本台帳事務処理要領等の一部改正について(平成24年12月14日24福保在第660号 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長)	各区市町村高齢福祉担当課長
15	国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令の施行について(平成26年9月29日厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知年管発0929第1号)	日本年金機構理事長
16	市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について(平成 27 年 7 月 10 日老推発 0710 第 2 号 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策 推進室長通知)	各都道府県高齢者保健福祉主 管部長
17	成年後見制度の利用の推進に関する法律の施行について(平成 28 年 5 月 16 日府成担第 2 号内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局長及び成年後見制度利用推進担当室長) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について(平成 29 年 3 月 24 日 内閣府大臣官房成年後見制度利用促進担当室長通知 府成担第 5 号)	各都道府県知事
18	障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン について(平成29年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部長通知 障発0331第15号)	各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長
19	DW・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の周知 について(依頼)(平成29年8月9日内閣官房番号制度推進室等連 名事務連絡)	内閣府男女共同参画局推進課 厚生労働省子ども家庭局家庭 福祉課/社会・援護局障害保健 福祉部障害福祉課/老健局高 齢者支援課
20	身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて(平成30年4月27日厚生労働省医政局医事課長通知 医政医発0427第2号)	各都道府県衛生主管部(局)長
21	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン について(平成30年6月22日厚生労働省老健局長通知 老発0622 第1号)	各都道府県知事、指定都市市長

No	通知名・日付文章番号・発信者	名宛人
22	成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について(周知依頼)(平成31年3月18日厚生労働省社会・援護局地域福祉 課成年後見制度利用促進室等連名事務連絡)	各都道府県 成年後見制度利用促進担当課
23	身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援 に関するガイドラインの発出について(通知)(令和元年6月3日厚生 労働省医政局総務課長通知 医政総発0603第1号)	各都道府県、保健所設置市、 特別区衛生主管部(局)長
24	「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について(周知依頼)(令和元年6月3日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長等連名通知 社援地発0603第1号・社援保発0603第2号・障障発0603第1号・老振発0603第1号)	各都道府県、指定都市、中核市関係主管部(局)長